

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 管理者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第 3 条 管理者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(施行の細目)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和35年淀川左岸水防事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

11 一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和2年淀川左岸水防事務組合条例第1号）第2条の規定により採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の給与月額、給料表に掲げる一般任期付職員の給料月額のうち、その者の属する級に応じた額とする。

第21条の2見出し中「再任用職員についての適用除外」を「再任用職員等についての適用除外」に改め、同条中「再任用職員」を「再任用職員及び一般任期付職員」に改める。

別表の備考の「再任用職員」を「再任用職員及び一般任期付職員」に改める。

（職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

3 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成5年淀川左岸水防事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「（以下「再任用職員」という。）」の次に「及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和2年淀川左岸水防事務組合条例第1号）第2条の規定により採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）」を追加し、同項第2号中「再任用職員」を「再任用職員及び一般任期付職員」に改める。

第4条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「再任用職員及び一般任期付職員」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

4 職員の退職手当に関する条例（昭和61年淀川左岸水防事務組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定により採用された職員」の次に「及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和2年淀川左岸水防事務組合条例第1号）第2条の規定により採用された職員」を加える。